

藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則の廃止について
藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

2025（令和7年）2月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 廃止する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2025年（令和7年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規則を廃止する必要による。

藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年2月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則を廃止する規則

藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則（平成13年藤沢市教育委員会規則第8号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

改正

平成13年3月30日教育委員会規則第11号

平成23年9月6日教育委員会規則第2号

平成25年3月22日教育委員会規則第4号

藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市スポーツ推進審議会条例（昭和37年藤沢市条例第16号）第7条の規定に基づき、藤沢市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が会議の秩序の維持のため必要があると認めるときは、この限りでない。

2 会長は、その職務の執行を妨げ、又は不適當な言動をする傍聴人を退席させることができる。

(部会)

第3条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第11号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第2号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年教委規則第4号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。